

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 11
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	3 1	
許認可等	介護手当の支給			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (介護手当の支給)</p> <p>第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生労働省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害)</p> <p>第六十四条 法第三十一条本文に規定する厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害は、別表第二に定める程度の状態の障害とする。</p> <p>2 法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定める重度の障害(以下「重度障害」という。)は、別表第三に定める程度の状態の障害とする。</p> <p>(介護手当の支給の申請)</p> <p>第六十五条 介護手当の支給を受けようとする者は、法第三十一条に規定する介護を受けた各月分につき、介護手当支給申請書(様式第二十六号)に、次に掲げる書類を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 別表第二(重度障害に該当する者にあつては、別表第三)に定める精神上又は身体上の障害についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書(様式第二十七号)</p> <p>二 費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類(重度障害に該当する者が費用を支出して介護を受けた日がない月分の介護手当の支給を申請する場合にあつては、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書)</p> <p>2 都道府県知事は、重度障害に該当する者であつて、前項の規定により令第十八条第二項第二号に規定する額の介護手当の支給の申請を行うもののうち、当該介護手当に係る介護を受けた日の属する月の翌月(以下この項、次条及び第六十九条において単に「翌月」という。)以降継続して同号に規定する額の介護手当の支給を受けようとするものが介護手当継続支給申請書(様式第二十八号)を提出したときは、当該申請書を翌月以降の各月分の介護手当支給申請書とみなすことができる。ただし、その者が翌月以降の月において、介護に要する費用を支出して介護を受けたことにより、令第十八条第二項第一号に規定する額の介護手当の支給の申請を行う場合における当該月分の介護手当支給申請書については、この限りでない。</p> <p>3 第五十二条第二項の規定は、第一項第一号の診断書について準用する。</p> <p>別表第二(第六十五条、第六十六条関係)</p> <p>一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの</p> <p>二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの</p> <p>三 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</p> <p>四 音声又は言語機能を喪失したもの</p> <p>五 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>七 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 11
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	3 1		
許認可等	介護手当の支給(2)				

- 八 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 九 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - 十 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
 - 十一 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十二 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
 - 十三 一下肢の機能を全廃したもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第三(第六十五条、第六十六条関係)

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
 - 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 五 両下肢の用を全く廃したもの
 - 六 両大腿を二分の一以上失ったもの
 - 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 11
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	3 1		
許認可等	介護手当の支給(3)				
<p><u>介護手当の支給について(法第31条)</u></p> <p>1 省令第65条の規定による介護手当支給申請書の添付書類については次によること。</p> <p>(1) 申請者の精神上又は身体上の障害についての診断書は、原則として被爆者一般疾病医療機関の医師又は歯科医師の作成に係るものとするものであるが、やむを得ない理由があるときは、その他の医療機関の医師又は歯科医師の作成にかかるものをもって、これにかえさせることができるものであること。なお、当該診断書は、申請日前一月以内に作成されたものに限るものとする。</p> <p>(2) 費用を支出して介護を受けた日数を証する書類は、当該介護を行った者の作成に係る領収書(介護を行った年月日を明示したものに限り。)とすること。なお、法第31条ただし書きに規定する省令で定める精神上又は身体上の重度の障害(以下「重度障害」という。)に該当する者が介護に要する費用を支出しないで介護を受けた月分の介護手当の申請を行う場合は、その者が費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類の代わりに、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書を添付すること。</p> <p>2 介護手当の支給の決定は、次の事項に留意のうえ、適正に行うこと。</p> <p>(1) 法第31条に規定する省令で定める精神上又は身体上の障害として、省令別表第二(省令第64条第1項)により身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号に定める一級から三級までに該当する障害と同程度の精神上又は身体上の障害が定められたこと。また、法第31条ただし書きに規定する省令で定める精神上又は身体上の重度の障害として、省令別表第三(省令第64条第2項)において身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める一級の全部及び二級の一部に該当する障害と同程度の精神上又は身体上の障害が定められたこと。なお、この障害については、初診日から3年を経過した後の状態であることを要しないものであること。</p> <p>(2) 介護を要する状態とは、省令別表第二(省令第64条第1項)又は別表第三(省令第64条第2項)に定める精神上又は身体上の障害により他人の介護がなくては食事、排便、洗顔、入浴等の日常生活を行うことが不可能であるか、又は著しく困難である状態にあることをいうものであり、内部障害については、安静度(結核の治療指針昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通達)でいえば一度又は二度に該当する程度の状態であること。なお、補助用具を使用する者については、介護を要するか否かの判定は、補助用具を使用した状態について行うものであること。</p> <p>(3) 介護のため支出した費用の範囲は、介護人に対して支払った賃金、日当、謝金、交通費等の実費をいうものであること。</p> <p>(4) 介護手当は、費用を支出して介護を受けたことを要件とするものであるが同一世帯に属する申請者の配偶者又は扶養義務者が介護を行った場合等は、通常費用の支払関係がないと思われるので、費用を支出して介護を受けたか否かの判断を行うに当たっては、特に留意すること。</p> <p>(5) 申請者が重度障害に該当する者で、介護に要する費用を支出しないで介護を受けた場合において、介護手当支給申請書に1の(2)の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書が添付されているときは、原則として申請者が介護を要する状態にあると判断して差し支えないものであること。</p> <p>(6) 基準看護を行っている病院又は診療所、原子爆弾被爆者保健福祉施設、社会福祉施設等に收容されている被爆者については、通常は費用を支出して、介護を受ける必要はないと思われるので、特に必要があると認められる場合に限り、介護手当を支給する取扱いとすること。なお、重度障害に該当する者であって、省令第65条第2項に規定する介護手当継続支給申請書を提出することによって当該申請書をその提出の月の翌月分以降の各月分の介護手当支給申請書とみなされた者が、原子爆弾被爆者保健施設、社会福祉施設等に入所した場合には、入所した日の属する月の翌月分から介護手当を支給しない取扱いとなること。</p>					